

新庄徳洲会病院 面会に関する規定

当院では、2026 年度診療報酬改定の施設基準に基づき、患者様の療養生活の質の向上、尊厳の保持、および円滑な入退院支援(ご家族様との情報共有や退院後の生活設計の話し合い等)を目的として、以下の通り面会規定を定めております。

1. 面会の基本方針

当院は、患者様およびご家族様の権利を尊重し、医療安全や感染対策等の「正当な理由」がある場合を除き、原則として面会を妨げません。

2. 通常時の面会ルール

- ・ **面会時間:** 全日 14:00 ～ 18:00 ※原則としては 30 分以内
- ・ **対象者:** ご家族様、または患者様が希望される方(1 回に面会される方は2～3名まで)※中学生以下の方の面会は許可制とさせていただきます。
- ・ **場所:** 各病棟の談話室(デイルーム)または個室。総室(大部屋)での面会は、同室の患者様の療養に配慮し、短時間または談話室への移動をお願いすることがあります。
- ・ **お手続き:** 病棟ナースステーション等にて「面会者カード」のご記入をお願いいたします。

3. 感染対策等に伴う一時的な制限(正当な理由による制限)

院内感染防止や患者様の安全確保のため、以下の場合には必要最小限の範囲で一時的な面会制限(人数制限、時間短縮、または一時的な面会見合わせ等)を行うことがあります。

- ・ 1週間以内に発熱・のどの痛み当の風邪症状や下痢・嘔吐等の症状のある方
- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染し、発症後 7 日以内の方
- ・ 新型コロナウイルス感染症や感染疑いの方と接触後 5 日以内の方

・同居家族で上記該当者がいる場合も、面会はお断りさせていただきます。

留意事項: 制限を行う場合であっても、一律かつ必要以上に厳格なものとならないよう、患者様の状態(病状説明、看取り、退院カンファレンス等)に応じて柔軟に対応いたします。

4. 規定の定期的な見直しと周知

本規定は、地域の感染流行状況や厚生労働省のガイドライン、現場の運用状況を踏まえ、**年 1 回(または必要に応じて随時)**、管理会議にて定期的に見直しを行います。改定した内容は、病棟への掲示および当院ホームページにて速やかに周知いたします。